国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/9/24 最終更新日 2024/9/24

記載事項	更新の有無	記載欄	
情報基準日		2024/5/10	
国立大学法人名		国立大学法人愛知教育大学	
法人の長の氏名		野田 敦敬	
問い合わせ先		企画課(0566-26-2204、kaikaku@m. auecc. aichi-edu. ac. jp)	
URL		https://www.aichi-edu.ac.jp/	

【本報告書に関	する経営協議	会及び監事等の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会		【確認方法】
による確認		・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式
		を作成して点検を行った。
		〇独自様式での確認事項
		1 各原則の実施状況
		(1) 前回までの確認資料における状況
		(2) 前年度における経営協議会委員、監事からの意見等
		1) 前年度における意見
		2) 前年度における意見に対する本学の対応
		(3) 前回からの改善・充実事項
		(4) 特記事項
		2 各原則に基づく公表内容
		3 適合状況の判断
		(1) 適合状況の別
		「適合している」、「適合していない」
		※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載
		(2)「適合していない」事項の詳細
		(3) 今後の対応方針及び計画
		4 担当部局
		・令和6年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のス
		ケジュールのとおり実施した。
		〇スケジュール
		5/10 〆 各担当部局において適合状況確認資料を作成

	5/23 学長・理事による確認
	6/24 経営協議会委員への説明、意見聴取(7/10まで)
	7/30 経営協議会委員からの意見に対する対応方針の決定
	8/6 経営協議会委員へ対応方針を報告
	9/3 役員部局長会議へ公表内容を報告
	9/11 教育研究評議会へ公表内容を報告
	9/24 役員会で公表内容を審議
	10 月上旬 報告書を国立大学協会へ送付及び Web サイトにて公表
	【経営協議会委員の意見】
	・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部(学長・理事)
	より報告を行った。
	・結果、執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、一
	部表記の仕方を除き、指摘すべき問題は認められなかった。
監事による確認	
五字に みる 作品	・ガバナンス・コードに係る適合状況の確認にあたっては、独自の様式
	を作成して点検を行った。
	をTFIX して A (快 を 1) ろ た。
	〇独自様式での確認事項
	1 各原則の実施状況
	(1) 前回までの確認資料における状況
	(2) 前年度における経営協議会委員、監事からの意見等
	1)前年度における意見
	2) 前年度における意見に対する本学の対応
	(3) 前回からの改善・充実事項
	(4) 特記事項
	2 各原則に基づく公表内容
	3 適合状況の判断
	(1) 適合状況の別
	「適合している」、「適合していない」
	※「適合していない」場合は、その詳細等を(2)、(3)に記載
	(2)「適合していない」事項の詳細
	(3) 今後の対応方針及び計画
	4 担当部局
	・令和6年度は、ガバナンス・コードに係る適合状況の確認を以下のス
	ケジュールのとおり実施した。
	〇スケジュール
1	

5/10 🗸 各担当部局において適合状況確認資料を作成

- 5/23 学長・理事による確認
- 6/4 監事への説明、意見聴取 (7/10まで)
- 7/9 監事による学長との面談
- 7/30 監事からの意見に対する対応方針の決定
- 8/6 監事へ対応方針を報告
- 9/3 役員部局長会議へ公表内容を報告
- 9/11 教育研究評議会へ公表内容を報告
- 9/24 役員会で公表内容を審議
- 10 月上旬 報告書を国立大学協会へ送付及び Web サイトでの公表

【監事の意見】

令和5年度は、コロナ5類移行もありキャンパス内外も以前の活気を取り戻し明るさが実感できる年となった。一方で、コロナ禍リバウンドが複雑な影響を与える中、社会・経済に大きな変化の動きが出ている。

海外地域紛争の影響、円安インパクト、デフレ経済脱却の動き、諸物価高騰・続く高エネルギー費、求められる人件費増額、国立大学財政状況の悪化、待ったなしの教職魅力向上への取り組み、人口激減下における持続可能な教員養成機能のあり方、附属学校園の成長戦略・働き方改革など取り組まなければならない課題を挙げれば枚挙にいとまがなく、大学経営・運営には益々難しい舵取りが求められている。

そうした中、実務的には「第4期中期計画」の実践や「未来共創プラン」の具体的活動の積み上げなど着実な前進が図られてきたことは評価できる。

一方で、財務的には更に厳しい状況に直面しつつあり、大きな経営環境の変化を織り込んだ見通しの上に立って、打開策の実行に力を注ぐ時期にあると言わざるを得ない。

また、令和5年度での最大の反省事項である職員による物品の不正 購入及び私的流用案件は、真相の究明・処分と再発防止策の検討が徹底 して行われ、現在は「再発防止策実行チーム」のリードの下に着実な取 り組みが進められている。この後は、再発防止策の完遂と本案件での学 びや反省が風化することなく継承されることが肝要と言える。

今回の監事確認において記載の「適合・不適合判断」「記載内容」に ついて指摘すべき問題は認められなかった。

その上で、より一層の改善・充実に向けての個別意見は以下のとおり。

【監事意見1】

(基本原則1)国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・ 戦略の策定とその実現のための体制の構築 <中期的財政計画の見直しと方策の実行>

財政状況の改善に向けて、前年度の「監事意見」を受けた「本学の対応」に記載された内容を始め、様々な取り組みがなされ努力がなされたことは評価できる。一方で、科研費の獲得など残念ながら努力が成果に結びついていない内部的困難な状況に加え、前述した経営を取り巻く大きな環境変化を考えれば、ガバナンス・コード*'に示された原点を踏まえ「中期的財政計画の見直し」を図る状況にあると言える。

*1 基本原則1 原則1-3 補充原則④

特命チームによる「中期的財政計画の見直し」のプロセスの中で、「直 近の環境変化を織り込んだ危機的財政状況の把握」「効率的で効果的な 支出への変革」と「全学的な知恵を振り絞った収入の極大化」を柱とす る骨太な方針を導き出したらどうか。中でも「収入の極大化」において は、本学の知財や不動産など全てのアセットをフル活用するビジネス 的アプローチでの活動が有効であり、学内外の知見・リソーセスも活用 した新たな案件発掘やビジネスプラン策定を望みたい。

【本学の対応】

近年においては、世界的なエネルギー・食料価格の高騰などに加え、 人事院による給料の引き上げ勧告への対応など、学内予算は逼迫して いる状況であり、その事情は今後も続くものと考えられる。

このような危機的財政状況に対応するため、特命チームによる「中期的財政計画の見直し」を行う。このチームは機動性を重視し、まずは、事務局長のもと、財務・学術部(財務課、施設課、学術研究支援課、地域連携課)を中心に構成することが適切であると考えている。

具体的には、令和6年度で第4期中期目標期間の前半の3年間が経過し、後半が始まる令和7年度に向けて中期的財政計画を見直し、単年度の予算編成方針に落とし込むことで、実効性のある骨太の方針を策定する。これにあたり、令和4年3月に作成した中期的財政計画とその後の2年間の実績を分析するとともに、直近の環境変化から今後の収入・支出を試算するなどして、特に大学運営に影響のある課題を抽出することで、危機的な財政課題の把握を徹底する。

その上で、効率的で効果的な支出への変革を実施するため、人事院勧告、給特法改正を踏まえて人件費予算(人件費比率 75%)を抑制し、その範囲内で教職員採用を計画し、優秀な人材の確保に努める。更に、計画的に教育環境の整備を進めるための運営費予算(運営費比率 25%)を確保するとともに効率的な執行に努める。また、大学の経営努力により獲得した剰余金を原資として、目的積立金を確保することで、大規模な施設整備等に必要な財源を安定的に積み上げる。

一方で、収入における主な導入実績としては、第3期中期目標期間で

ある平成28年度から令和3年度にネーミングライツほか9件がある。 第4期中期目標期間からは、令和4年度にクラウドファンディングほか5件、令和5年度に「プロジェクト等使途限定基金事業」の設置ほか6件を導入した実績がある。このように近年では、学内外の知見・リソーセスを活用した新たな案件発掘に関して、事務局内での意識が醸成されてきている。財政状況を踏まえて、今後更に、新たな案件発掘やビジネスプラン策定の他、本学がこれまで獲得できていない競争的資金も含め、既存の枠組みに捉われない増収策を検討する。

なお、増収策の検討にあたっては、広く職員に照会をかけた上で実現可能性や短期、中期、長期に取り組む事項を整理し、その後、中期計画の進捗状況を含め、実施に向けて具体的に検討し、大学として組織的、網羅的に増収策プランを策定する。

【監事意見2】

(基本原則4) 社会との連携・協働と情報の公表

<物品不正購入・私的流用再発防止>

再発防止策の中で最も重要なものの一つは、組織風土や構成員の意識に根差した部分である。予定されている「職員向けコンプライアンス研修」を完全実施するとともに、「教員向け研究倫理教育」と連動した、全学における不正防止意識の浸透・定着を図る継続的な取り組みが望まれる。

また、ガバナンス・コード*² に示された視点に立って内部統制制度 や内外通報制度の不断の確認と見直しが重要であると認識する。

* 基本原則 4 原則 4-2

【本学の対応】

再発防止策を実行するために立ち上げた「不適切会計再発防止策実行チーム」において再発防止策の進捗状況を定期的に確認することとしており、その中の1つである、職員向けコンプライアンス研修はオンライン研修システムを使用し令和6年6月~令和7年3月にかけて全事務系職員を対象に実施する計画である。

また、教員向けには科研費応募書類作成前の7月に研究費不正使用 防止に係る説明会を開催し、事務職員から研究活動における不正防止 計画・不正にあたる行為・ペナルティ等を説明するとともに、毎年1月 ~3月にかけてオンラインによる研究倫理教育の受講を義務づけてい る。これらを毎年、着実に実施することでコンプライアンス意識の醸成 を図っていく。

本学では、内部統制規程において「内部統制システム」を構築しており、その運用体制は本学のWEBサイトにも公表しているが、例年、業務方法書に定める内部統制に関する基本事項の点検を行い、改善が必要な課題等の有無を確認し、その結果を役員会に報告することになっ

	ており、今後も継続して行っていく。 また、公益通報制度に対する理解を深めるため、改めて全構成員へ本 制度の周知を行っていく。
その他の方法による確認	該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☑ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、 原則2-2-1~原則2-2-3 (運営方針会議に関する原則)は適用されず、 当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原	[則に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1		実施状況
ビジョン、目標及び戦略を		①中期計画と「未来共創プラン」の関係性の整理
実現するための道筋		国立大学法人法に基づき実施する中期計画は、国立大
		学法人法により、「社会との共創」、「教育」、「研究」など
		のように設定する項目が定められている。また、中期目標
		期間である6年以内に事業を完了させ、その成果を検証
		することとなっている。
		一方、中長期ビジョン、目標・戦略から構成している
		「未来共創プラン」は、設定する項目は自由である。ま
		た、期間の限定はなく、具体的な事業の立案や成果の検証
		時期など、自由度が高い。
		このような制度の違いを踏まえ、例えば、中期計画のう
		ち「社会との共創」と「未来共創プラン」の「子どもキャ
		ンパスPJ」などは親和性が高いため、リンクさせた上
		で、重点的に取り組むこととしている。
		このことについては、教授会、経営協議会で報告した
		他、全職員を対象に「第4期中期目標・中期計画に係る研
		修会」を実施し理解を深めている。
		 ②中期計画と「未来共創プラン」の達成に向けたロード
		マップの整理
		第4期中期計画の評価指標において定めた目標の達成
		に向けて、そのプロセスを行程表として整理している。
		このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会
		で報告し、周知している。
		③学長による進捗管理を徹底
		「未来共創プラン」の下に設けた9つの戦略毎の進捗
		状況を学長が随時確認して適切に管理することとし、各
		年度の中間及び年度末に大学改革推進委員会に報告する
		ことに加え、教授会、及び経営協議会にも報告し、周知し
		ている。また、実施計画(行程表)をWebサイトにて公表
		している。
		公表内容 【中期計画の Web サイト】
		上中州計画の Neb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html
		【未来共創プランの Web サイト】
		https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/

補充原則1-24

目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等

実施状況

令和3年3月に策定した「未来共創プラン」は、大学改革進推進委員会において進捗状況を確認し、検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表することとしている。

具体的には、目標の達成に向けて、各プロジェクト・チーム内の意思統一を図るため、計画立案、実行、検証、改善案の策定など、運営プロセスを可視化(見える化)し、情報共有の仕組みを整えた。その際に、中期計画と「未来共創プラン」の運営プロセスをリンクさせることで、効率的な流れを整理している。

また、当該年度の「未来共創プラン」の実績を内外へ発信することで、プロジェクト・チームの活動内容を明らかにするとともに、ステークホルダーへの報告までを一連の運営プロセスとする流れを合わせて構築している。

公表内容

(進捗状況と検証結果)

「未来共創プラン」の具体的な実施内容は、中期計画に 結び付け、国立大学法人評価の評価プロセスを活用する などして進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反 映させた次年度の行程表をWebサイトにて公表している。

【未来共創プランの Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/

補充原則1-36(1)

経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制

公表内容

Web サイト「大学概要」にて主に「経営面」を審議する経 営協議会、主に「教学面」を審議する教育研究評議会の体制 を公表している。

- 組織運営
- 役職員

【大学概要の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html

補充原則1-3⑥(2)

教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を

実施状況

人事基本方針については、大学改革推進委員会の下に 立ち上げた人事計画部会において、ダイバーシティの確 保等を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会にお いて策定し公表している。

含めた総合的な人事方針 補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	公表内容 【人事方針の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html 公表内容 第4期中期計画のIV. 予算、収支計画及び資金計画に記載している。 【第4期中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/R4_04_keikaku_220330.pdf
補充原則1-3⑥(4) 及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	【補充原則1-3⑥(4)】 実施状況 教育研究の費用については、財務諸表、事業報告書、決算報告書の他、これらをわかりやすく説明した財務レポート、財務リーフレット、統合報告書を作成し、Web サイトにて公表することに加えて、保護者懇談会、ホームカミングデー等で財務リーフレットを配布している。また、ホームカミングデーでは卒業生をはじめステークホルダーへ財務状況の説明を行っている。教育研究の成果については、本学 Web サイトに「研究シーズ」のページを設けるとともに、一般向け広報誌「あえる」を発行し、研究に熟知した関係者以外の幅広い対象者にも研究活動を分かりやすく公表している。 ・財務諸表、事業報告書、決算報告書作成・財務レポート、財務リーフレット作成・学内外報告(学長・理事懇談会、部課長会、財務委員会、経営協議会)・学内外公開(ホームカミングデー、保護者懇談会、Webサイト)
	公表内容 【財務に関する情報のWeb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【統合報告書のWeb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integratedreport.html 【研究シーズのWeb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter のWeb サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html

【補充原則4-13】

実施状況

(教育・研究に係るコストの見える化)

事業年度ごとに財務レポートを作成し、Web サイトで公表している。

(法人の活動状況や資金の使用状況等)

事業年度ごとに財務レポート、財務リーフレットを作成し、Web サイトで公表している。

公表内容

【財務に関する情報のWebサイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html

補充原則1-4②

法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針

実施状況

(副学長、学長補佐等)

理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定 し、その者が役員部局長会議等の他、週1回開催している 学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体 制としている。また、近年では学長補佐を国大協の研修会 等に参加させている。

大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会に おいて、法人経営を担いうる人材を計画的に育成するた めの方針を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会 において策定し公表している。また、経営人材の育成過程 が確認できるよう、役員の経歴を公表している。

(事務職員)

事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。

公表内容

(副学長、学長補佐等)

【人事方針の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html

	【役員の経歴の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html (事務職員) 【国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/print/619.html
原則2一1一3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	実施状況 学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し、担当を明示して配置している。 令和3年度からは組織経営に精通した学外理事を大学経営担当非常勤理事に加え、法人運営体制の強化を図っている。 令和6年度には、理事である副学長以外の副学長3名及び学長補佐3名の担当を改め、副学長には「カリキュラム改革・国際交流・未来共創」、「入試・ICT活用指導力育成」、「学生支援」を担当させ、3名のうち2名は女性を登用した。学長補佐には「キャリア支援・課外活動」、「未来共創プラン」、「教育科目等改革」を担当させている。なお、教育科目等改革を担当する学長補佐は、学内から40代の准教授を登用し、主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行い、人材の育成に努めている。 公表内容 「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」をWebサイトにて公表している。 【愛知教育大学規程集のWebサイト】

原則2-3-1

役員会の議事録

実施状況

役員会規程第3条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第11条第3項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築している。また、同規程第9条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。

https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/index.html

公表内容 【役員会に関する情報のWebサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html 原則2-4-2 実施状況 理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等 外部の経験を有する人材を に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を 求める観点及び登用の状況 個人の才能等を判断した上で登用している。特に、常勤理 事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材を 配置している。更に令和3年度からは新たに組織経営に 精通した者を非常勤理事として任命し、経営層の厚みを 確保している。 また、外部の経験を有する人材を求める観点やその目 的に合致する人材であることが明確となるように、役員 等の経歴及び選任理由を公表している。 公表内容 【役員等・副学長・部局長名簿の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html 補充原則3-1-1① 実施状況 経営協議会の外部委員に係 経営協議会規程第2条で、学外委員については、「大学 る選考方針及び外部委員が に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育 役割を果たすための運営方 研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定し 法の工夫 ている。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報 道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」、「法曹関係」 からバランスよく適任者を任命し、各学外委員の現職を Web サイトの役員等名簿の欄において公表している。 会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付す る他、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供 することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるよう 工夫している。 また、通常の議事の後にテーマ別で意見交換する機会 を設け、議事以外の意見も法人運営に活かすことができ るよう工夫している。 公表内容 【経営協議会委員名簿の Web サイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html

補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由 補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無

実施状況

学長選考・監察会議は、学長選考基準を定め、学長選考 規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行 い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表してい る。

公表内容

【学長選考・監察会議に関する情報の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html

実施状況

平成27年度の学長選考会議及び役員会において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「6年任期」を「4年任期再任可(2年間)の上限6年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成28年度から適用して公表した。

改正した役員規程第5条には「学長の任期は4年とし、 再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年と し、引き続き6年を超えて在任することができない。」と 規定しているが、この任期については、平成27年度の学 長選考会議の検討の中で、「学長としての取り組みに対し 任期中に中間評価は必要である。」との意見があった。ま た、多くの国立大学が「4年任期再任可(2年間)の上限 6年間」であったことを参考の上、改正した。

公表内容

【役員規程】

https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/print/493.html

原則3-3-2

法人の長の解任を申し出る ための手続き

実施状況

学長選考・監察会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備し公表している。

公表内容

【学長解任規程】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei220614.pdf

補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	実施状況 学長選考・監察会議は、学長の業績評価実施細則第6条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。 公表内容 【学長の業務執行状況確認結果】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	実施状況 経営協議会では、令和4年6月1日の会議において、本学のステークホルダーの中から大学に関し広くかつ高い識見を有する方が幅広く参画するような構成となるよう、互選により委員を選出した。7月22日の会議で議事要録を確認後、本学Webサイトに公表した。本学の教育研究に関する重要事項の審議機関である教育研究評議会では、令和4年5月18日の会議において、委員の選出方法を審議した上で、6月8日の会議において、その構成員である理事、事務局長、学系長、附属学校部長、各学系評議員から公平に選出するために投票により委員を選出した。7月13日の会議で議事要録を確認後、本学Webサイトに公表した。公表内容 【学長選考・監察会議の委員名簿】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
原則3-3-5	実施状況、公表内容
大学総括理事を置く場合、	学長選考・監察会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行
その検討結果に至った理由	状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。
基本原則4及び原則4-2	実施状況
内部統制の仕組み、運用体	内部統制規程で、内部統制に関する基本事項を定めて、
制及び見直しの状況	法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の

遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保するため、同規程において、「内部統制システム」を構築している。また、その運用体制を公表している。

公表内容

【内部統制システムについての Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html

原則4-1

法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫

公表内容

(情報公開の状況)

最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすく Web サイトにて公表している。併せて、多種多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信を行っている。

また、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況などをWebサイトにて公表している。

○最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開

【大学概要の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html

【大学案内の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html

【財務に関する情報のWebサイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html

【統合報告書の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integrated report.html

【研究シーズの Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html

【一般広報誌「あえる AUE Letter」の Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html

【News & TopixのWebサイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index.html

【公式 Twitter/YouTube 公式チャンネルの Web サイト】

https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html

	○愛知教育大学規程集等をまとめて公開 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ ○独立行政法人等情報公開法第 22 条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等) https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ ○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	公表内容 法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Web サイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。 主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報	公表内容 学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「授業改善のためのアンケート」、学生の進路状況等を「教育職員免許状・資格取得状況」、「進路・就職状況」のとおり、以下のWebサイトにて公表している。 【ディプロマ・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【カリキュラム・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【授業改善のためのアンケート】 https://sousei.aichi-edu.ac.jp/publication/questionnaire/ 【教育職員免許状・資格取得状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html 【進路・就職状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/auecareer/data/index.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報

【情報公開一覧】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release

■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3 に規定する情報

該当なし

■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報

該当なし